

○東京藝術大学音楽学部運営会議（人事）に関する要項

〔平成20年2月28日〕
教授会決定

改正 平成20年4月17日 平成25年10月24日
平成27年3月26日 平成29年7月13日

（目的）

第1条 この要項は、東京藝術大学音楽学部運営会議内規（以下「内規」という。）第6条第5項に基づき、運営会議（人事）（以下「会議」という。）の運営その他に関する事項を定める。

（定義）

第2条 この要項で「専任教員」とは、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

第1章 会議の組織及び運営

（組織）

第3条 会議は、内規第5条第2項に定める者のほか、教授会構成員のうち次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教授会構成員から選出された者（以下「学部委員」という。） 5名
- (2) 演奏芸術センター主任

（学部委員）

第4条 学部委員は教授会構成員の互選とし、5名連名無記名投票により、投票者数の過半数を得た者のうちから上位5名を選出する。ただし、同一の学科等（演奏芸術センターを含む。以下同じ。）から複数の者を選出することはできない。投票の結果、定員が満たない場合は、次点以下の者から得票順に不足する数の倍数の者を候補者とする選挙（不足数連記）を行う。なお、候補者の最下位に得票同数の者があるときは、そのすべてを加える。また、この選挙において選出最下位者が同数得票の場合は、決選投票を行う。

- 2 学部委員は、1名で構成する学科等を除き、内規第5条第2項第4号及び前条第2号の構成員（以下「学科等主任」という。）が兼ねることはできない。
- 3 当該年度で定年となる者は、学部委員となることができない。

第5条 学部委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 当該年度内に退職の意思表示を行った者は、直ちに学部委員を辞任しなければならない。
- 3 学部委員に欠員が生じたときは、第4条の規定に準じて補欠を選出する。その任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 会議は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席した構成員の過半数の賛成を持って決する。

- 2 議長が必要と認める場合は、構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

第2章 採用及び昇任

第1節 採用候補者の選考

(細目の決定)

第7条 会議は、専任教員の採用の必要が生じた場合、定数運用に関する取扱いの細目等（以下「細目等」という。）について審議し、教授会に諮問して決定する。

2 会議は、専任教員の採用に当たっての細目等の決定後、次条によって設置する教員選考会議（以下「選考会議」という。）に対して、採用候補者の推薦を求める。

3 教授会構成員は、会議に対し、署名の文書で意見を述べることができる。

(選考会議)

第8条 会議は、採用候補者を選考するため選考会議を置く。

2 選考会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学科等を次の8群に分け、採用した教員を配属しようとする学科等（以下「当該学科等」という。）の属する群以外の群に属する学部委員のうちから会議が指名した者。 1名

第1群 作曲、ソルフェージュ

第2群 声楽、オペラ

第3群 ピアノ、オルガン、古楽

第4群 弦楽、管打楽、室内楽、指揮

第5群 邦楽

第6群 楽理、音楽教育、応用音楽学、音楽文芸

第7群 芸術環境創造、音楽音響創造

第8群 演奏芸術センター

(2) 当該学科等の属する群の学科等主任。（ただし、第4条第3項の規定を準用するものとし、学科等主任がこれに抵触する場合は、その各学科等に所属する教授会構成員から会議が指名する者とする。） 各1名

(3) 当該学科等において、前号の者とは別に選出した教授会構成員。（この場合の選出については、第4条第3項の規定を準用する。） 1名

(4) その他の教授会構成員のうち、会議が特に必要と認めた者。

3 選考会議に議長を置き、学部委員をもって充てる。

4 選考会議の議長が必要と認める場合は、第2項以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

5 選考会議は、原則として公募により採用候補者を選考する。

6 選考会議の決定は、構成員全員の合意によるものとする。

7 選考会議の議長は、採用候補者が決定した場合、採用候補者の履歴書及び業績調書等を会議へ提出し、決定までの審議経過等を報告する。なお、候補者を決定出来ない場合は、学部長と協議をするものとする。

(候補者の選出)

第9条 会議は、選考会議の議長の報告に基づき、採用候補者について審議し、無記名投票により候補者を決定する。

2 前項の投票は、第6条第1項の規定にかかわらず、会議の構成員の4分の3以上の出席がなければ行うことができないものとし、決定に当たっては、投票者の

3分の2以上の賛成を得なければならない。

第2節 昇任候補者の選考

(候補者の選出)

第10条 会議は、教授及び准教授への昇任にあたっては細目を決定後、教授会構成員に対して候補者の推薦を求める。

2 教授会構成員は、会議で決定された細目に従い、推薦を行うものとする。

3 会議は、推薦の結果に基づき、候補者を選出する。

4 前項の決定は、第6条第1項の規定にかかわらず、会議の構成員の4分の3以上の出席がなければ行うことができない。

第3節 採用及び昇任の決定

(報告及び資料の閲覧)

第11条 会議は、教授会に対し、会議における審議経過を報告し、その結果に基づく提案をするものとする。

2 会議は、選出した候補者の履歴及び業績等に関する資料を、次回の教授会開催日の前日まで、庶務係において閲覧に供するものとする。

(投票)

第12条 採用及び昇任の決定は、教授会構成員の無記名投票により行う。

2 前項の決定に当たっては、投票者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第3章 その他

(プロジェクト職)

第13条 プロジェクト職の教員の採用及び昇任に当たっては、この要項に定めるところにかかわらず、学部長の提案に基づき、教授会の審議を経て採用及び昇任候補者を決定して、学長に推薦するものとする。

(庶務)

第14条 会議の庶務は音楽学部庶務係において処理する。

(雑則)

第15条 この要項の改正は、教授会の審議を経て行う。

2 この要項に疑義が生じたときは、教授会が決定する。

3 会議の運用に関する細目は、会議が定める。

附 則

1 この要項は、平成20年2月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 東京芸術大学音楽学部等専任教員の人事に関する内規（昭和60年11月14日教授会決定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成20年4月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年7月13日から施行する。